

記号の見方 曜日 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

みんなの広場

お知らせ

自動車税(種別割)は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)の納期限は5月31日(火)です。5月2日(月)に自動車税事務所から納税通知書を送付しますので、納期限までに納めましょう。

金融機関窓口やコンビニエンスストアのほかにも、インターネットを利用したクレジットカードで「モバイルレジアプリ」

「PayPay」などのアプリを利用することで、24時間いつでも納付が可能です。詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

千葉県自動車税事務所

〒243・2721

「広報やちまた」で市民サービスの催し・講座、会員登録を紹介してみませんか

広報やちまたの「みんなの広場」では、市民サークルが主催する各種催しや講座、会員登録などの情報を掲載しています。

掲載を希望する場合は、掲載希望号の1カ月前までに「掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、秘書広報課窓口または、郵送・FAX・Eメールで申し込みください。

掲載申込書は、秘書広報課窓口で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。



営利目的や政治活動・宗教活動、市内の公共施設を会場としないものなどは、原則掲載できません。

問い合わせ・送付先

〒289・1192

八街市八街ほ35番地29

秘書広報課

☎ 443・1112

FAX 443・1408

E-mail koho@city-yachimata.jp

やちまた駅北口市を主催します

5月8日(日)

午前10時～午後3時

※雨天時または新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。

場 八街駅北口ロータリー隣

場 八街産落花生や新鮮野菜などの販売・さまざまなステージイベント

※飲食物はテイクアウトのみ

の販売となります。

※マスクの着用、手指消毒にご協力をお願いします。

☎ やちまた未来(ぼっち)

☎ 444・6007

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間が6月30日まで延長

緊急小口資金および総合支援資金の特例貸付が終了している世帯などに対して支給している「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期間が6月30日(木)まで再延長しました。

また、初回の支給期間に誠実かつ熱心な求職活動を行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難な方を対象に再支給します。

※初回の支給期間内に求職活動を行わなかったなどにより、支給が中止された場合は再支給の対象となりません。

支給対象世帯

① 総合支援資金の再貸付を借り終わった世帯

② 総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯

③ 総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯

④ 緊急小口資金・総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯、または、令和4年

6月までに借り終わる世帯(再貸付を利用中の場合を除く)

新たに④に該当する方には、案内と申請書を郵送していただきますが、対象になるにも関わらず、お手元に届かない場合、また③に該当する場合は、社会福祉課にお問い合わせください。

支給月額

単身世帯 6万円

2人世帯 8万円

3人以上世帯 10万円

支給期間

3カ月間

申請期限 6月30日(木)(必着)

申請方法 郵送

※支給にあたっては、収入や資産(預貯金など)、求職活動などの要件があります。また、生活保護受給世帯、職業訓練受講給付金受給世帯は対象外となります。

☎ 社会福祉課

☎ 443・1622

あき地の雑草が生い茂ると、周辺の方に不快感を与えるばかりでなく、害虫類の発生や野生鳥獣のすみかになったり、ごみの不法投棄や火災発生の原因になります。

あき地の雑草は除草して適切に管理を

また、道路の幅員を狭めたり、交差点の見通しが悪くな

り、交通事故の原因にもなります。

あき地の所有者または管理者の方は、定期的に除草して適切な管理をお願いします。

☎ 環境課

☎ 443・1406

生活保護制度のご案内

コロナ禍で「収入が途絶えて生活に困っている」「医療費が支払えない」など、暮らしがひっ迫する世帯が全国的に増えています。あらゆる制度を利用して生活に困る状況のとき、憲法に規定される健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度として生活保護制度があります。

生活保護の申請は国民の権利であり、法律の定める要件を満たす限り、すべての国民が受けることができます。生活が苦しいときは、ためらわずにご相談ください。

世帯の人数や年齢により、生活保護の基準額は異なります。基準額に対し世帯の収入が足りない場合は生活保護が適用され、その不足する分を支給するものです。

生活保護の種類

生活扶助 日常の暮らしのための費用

教育扶助 義務教育を受けるための費用

住宅扶助 家賃や間代、家屋修繕などの費用

医療扶助 通院・入院した場合の治療に必要な費用

介護扶助 介護保険サービスを受けるための費用

出産扶助 出産に必要な費用

生業扶助 仕事に就くための費用、技能を身につけるための費用

葬祭扶助 火葬・埋葬などにかかるとる費用

相談・問い合わせ先

社会福祉課

☎ 443・1622

事業者なのか、適切な処理業者なのかなどを確認しましょう。

また、不審な現場や不審な車両の出入りを見かけたら印旛地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤルに通報しましょう。

通報先

印旛地域振興事務所

☎ 483・1138

産廃残土県民ダイヤル(24時間)

☎ 223・3801

☎ 環境課

☎ 443・1406

不法投棄は犯罪です